

諮問日：平成27年12月9日（平成27年度（最情）諮問第10号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（最情）答申第8号）

件名：最高裁判所が全国の家庭裁判所に対し，後見人等不正事例についての報告を求めするために送付した通達等の文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁が，全国の家庭裁判所に対し，後見人等不正事例についての報告を求めするために送付した通達，課長書簡その他の文書（最新版）」及び「平成26年中に報告があった，専門職による不正事例22件について，それぞれの内容が分かる文書」（以下，併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の文書1から文書17までの各文書（以下，それぞれ単に「文書1」，「文書2」などといい，これらをまとめて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成27年10月26日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各対象文書につき，原判断において不開示とされた部分（以下「不開示部分」という。）が，本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

文書1につき，監督区分の名称等が明らかになった場合に，なぜ後見監督事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか明らかでない。また、文書2から文書17までの各文書（以下、まとめて「本件報告書」という。）につき、成年後見等に関する登記事項証明書は、本人と一定の法律関係又は身分関係を有する者しか取得できない文書であることなどからすると、本件報告書について、不開示部分の全部が不開示情報に該当するとは限らない。

ただし、メールアドレスを不開示とすることに異議はない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各対象文書のうち、文書1については、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、本件報告書については、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている部分を不開示としたが、当該判断は妥当である。

##### 2 理由

(1) 本件各対象文書のうち、文書1の不開示部分には、家庭裁判所が行う後見監督の方針や手法等についての具体的な事項に関する情報及び最高裁判所内の公開していないメールアドレスが記載されているところ、前者を公にすることにより、後見監督の実情を分析することが可能となり、裁判所による監督を免れようとする者に利用されることによって、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、後者を公にすることにより、標的型メール等が送付されるなどして司法行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらはいずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。

(2) 本件各対象文書のうち、本件報告書は、外部に開示することを想定していない後見人等による不正行為事例に関する報告書であって、その性質上、ほ

ば全域にわたって、非公開の手續である後見関係事件に係る具体的な情報が詳細に記載されており、これらはいずれの文書についても、全体として本人等、後見人等又は後見監督人等についての個人に関する情報を含むものである。

そして、本件報告書の序名記載部分及び開始等事件欄中の不開示とした箇所は、本人等に関する開始等事件の特定につながる記載であり、これらを公にすることにより、登記事項証明書や報道等から得られる他の情報と照合することにより、不正行為を行った後見人等や本人等の特定の個人を識別することができる情報と考えられる。

また、本件報告書の作成年月日を除く記載内容は、本人等、後見人等又は後見監督人等に関するプライバシー性が高く個人の人格と密接に関連する情報が一連の事件の内容としてまとめられており、これらは、いずれの文書についても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たると考えられる。

したがって、本件報告書の作成年月日を除く全ての記載内容が法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。

さらに、重疊的に次の理由により不開示とすべき部分がある。すなわち、文書7の被害拡大防止の措置を行った日欄及び文書9、文書14及び文書15の各文書の特記事項欄中に個人名が記載されている部分については、特定の個人を識別することができる情報と考えられるから、いずれも同条1号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。また、本件報告書の監督等事件欄から弁済状況欄までの各欄中の不開示とした箇所は、後見人等による不正行為の概要やこれに対応するための裁判所の監督経過等に関する記載であり、これらを公にすることにより、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、文書2、文書3、文書5から文書9まで及び文書14から文書17までの各文書の特記事項欄中の不開示とした箇所

は、不正行為の具体的内容やこれに対する裁判所の対応等につき、担当者において報告することが事案の正確な把握に必要であると考えた情報として記載形式にとらわれず自由に記載されており、これらを公にすることにより、担当者が認識をありのままに記載することを控えることによって、最高裁判所への報告事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、いずれも同条6号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。

(3) したがって、本件各対象文書の不開示部分は、いずれも取扱要綱記第2の2に該当し、不開示とすべきである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月25日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成28年2月5日 審議
- ⑥ 同年3月22日 最高裁判所の職員（事務総局家庭局第二課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑦ 同年4月25日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件各対象文書について

見分の結果によれば、本件各対象文書は、文書1から文書17までの各文書で、文書1は、高等裁判所長官及び家庭裁判所長に宛てて後見人等による不正行為があった事例等に関する調査結果報告の方法等を周知する平成25年4月23日付け最高裁判所事務総局家庭局長書簡であり、本件報告書は、文書1に基づき平成26年中に家庭裁判所から最高裁判所に提出された報告書である。

原判断をした最高裁判所事務総長は、文書1については、その一部に法5条

6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして、本件報告書については、いずれもその一部に同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして、いずれも取扱要綱記第2の2に基づき、当該情報を不開示とする判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件各対象文書の不開示部分が不開示情報に相当するのかわからないなどとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件各対象文書の見分結果及び最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえ、原判断において不開示とされた部分の不開示情報相当性について検討する。

## 2 文書1について

(1) 見分の結果によれば、文書1のうち、原判断において不開示とされ、苦情申出人が開示すべきであると主張する部分、すなわち、不開示部分からメールアドレスを除いた部分には、監督区分の類型に関する情報、監督区分の具体的内容に関する情報、不正事例の具体例に関する情報及び家庭裁判所が行う監督行為の具体的内容に関する情報が記録されていることが認められる。

後見監督が、成年後見人等の不正を防止し、不正があった場合には、これに速やかに対応することを目的とする裁判事務であることからすると、これらの情報を公にすると、家庭裁判所が行う監督の手法や実際にあった不正の方法等を知った者が、家庭裁判所の監督を免れる形で不正行為や不正行為の隠ぺいを行うおそれがあり、家庭裁判所による不正の兆候等の把握に支障が生じるとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であるといえ、その結果、上記のような家庭裁判所が行う後見監督事務の性質上、これらの不開示情報が公にされると後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、文書1の不開示部分のうち、苦情申出人が開示すべきと主張する部分は、いずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(2) これに対し、苦情申出人は、監督区分の名称等が明らかになった場合に、なぜ後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか明らかでない」と主張する。

しかし、最高裁判所職員の口頭説明の結果によれば、単に後見監督区分の名称を公にするだけであっても、文書1の記載内容等から各監督区分の内容等を推測させることになる場合があると認められるから、これを公にすることにより、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

### 3 本件報告書について

(1) 見分の結果及び最高裁判所職員の口頭説明の結果によれば、本件報告書には、後見事件に関する詳細な情報が記載されていることが認められるところ、これらの情報は、報告書ごとに、全体として、後見監督事件の本人、後見人又は後見監督人等に関する情報である。そして、本件報告書には、後見監督事件の係属している家庭裁判所の裁判所名や後見開始事件等の事件番号及び事件名等が記録されているところ、これらの情報は、登記事項証明書や不正事案に関する報道などから得られる他の情報と照合することにより、不正行為を行った後見人等や本人等の特定の個人を識別することができるものと認められる。したがって、本件報告書の記載内容のうち、原判断において開示されている本件報告書の作成年月日の部分を除いた部分は、報告書ごとに、一体として特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に規定する不開示情報に相当する。

これに対し、苦情申出人は、登記事項証明書は、本人と一定の法律関係又は身分関係を有する者しか取得できないとして、それに記録された情報と照合することにより特定の個人を識別することはできないと主張するようである。しかしながら、後見登記等に関する法律により登記事項証明書を法務局において取得することのできる者が限定されていても、登記事項証明書が金

融機関に提出されるなどすることもあることからすると、本件報告書に記録されている特定の個人を識別できる者の範囲は相当に広いといえる。また、近年、成年後見等の不正事案が報道されることも少なくないことは当委員会においても顕著であり、報道された情報と照合することにより特定の個人を識別することもできると認められる。したがって、苦情申出人の上記主張は、上記判断を左右するものではない。

(2) また、本件報告書のうち、原判断において不開示とされている不動文字については、文書1の別紙様式第2においても不開示とされており、これらを法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると認めるべき事情はない。また、これらについて、法5条1号ただし書ロやハに規定する情報に相当すると認めるべき事情も見当たらない。なお、原判断において開示している表の枠や不動文字の部分は、報告書の様式である文書1の別紙様式第2においても開示されている部分であり、慣行として公にされている情報といえるから、同号ただし書イに規定する情報に相当するものとして開示されていると解される。

本件報告書の不開示部分に記載されている情報の内容は、本人等と後見人等との身分関係、本人等の財産状況、本人等が後見人等の不正行為により被害を受けた事実、後見人等に対して行われた家庭裁判所の措置、不正支出の財源、金額、用途、弁済状況、刑事告発の有無などであり、これらは後見監督事件に関連する詳細な情報である。そうすると、これらは、いずれも本人や後見人などの関係者の人格と密接に関連する情報であるということができ、個人の権利利益が害されるおそれがある情報であると認められる。したがって、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当でない。

苦情申出人は、別の開示申出をした事案において、訴訟の事件の概要等が記載されている文書につき、事件番号以外は開示されたことをもって、本件報告書の不開示部分の全部が不開示情報に該当するとは限らないと主張する

が、不開示情報該当性は、文書ごとに判断されるべきものであるから、採用の限りでない。

#### 4 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、文書1につき、その一部に法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が記載されているとして、本件報告書につき、その一部に法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が記載されているとして、いずれも取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示部分は、文書1につき同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件報告書につき、いずれも同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、本件報告書との関係で同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人



別 紙

文書 1 平成 25 年 4 月 23 日付け家庭局長書簡（別添の「「管理（監督）継続中の本人及び未成年者数一覧表」（別紙様式第 1）の作成要領」及び「「後見人等による不正行為事例に関する報告書」（別紙様式第 2）の作成要領」を含む。）

文書 2 平成 26 年 10 月 21 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 3 平成 26 年 12 月 3 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 4 平成 26 年 12 月 10 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書（「特記事項」欄が空欄のもの）

文書 5 平成 26 年 12 月 10 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書（「特記事項」欄が不開示のもの）

文書 6 平成 26 年 10 月 31 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 7 平成 26 年 12 月 15 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 8 平成 26 年 7 月 1 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 9 平成 26 年 3 月 26 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 10 平成 26 年 11 月 27 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 11 平成 26 年 11 月 18 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 12 平成 26 年 12 月 26 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書 13 平成 26 年 11 月 13 日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書14 平成26年12月24日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書15 平成26年12月12日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書16 平成26年10月30日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書

文書17 平成26年11月7日付け後見人等による不正行為事例に関する報告書